



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局 甲府労働基準監督署

第二種無災害記録証を交付 ～平成14年から240万時間無災害を達成～

令和2年7月14日、一定期間、労働災害を発生させることなく事業を運営した企業に対し、甲府労働基準監督署で「第二種無災害記録証」の伝達授与式を行いました。

「無災害記録証」は、企業の業種及び規模に応じて定められた時間数を無災害で運営した企業に厚生労働省労働基準局長が授与する記録証で、今般、下記の事業場に無災害記録証を授与しました。

会社名：トーヨーコーケン株式会社 山梨事業所

所在地：山梨県南アルプス市宮沢301

記録種別：第二種無災害記録証（240万時間 平成14年10月以降無災害）

会社の担当者である宮川所長は、「各部署から安全衛生委員を選出し、年度の安全衛生目標に向け活動している。安全意識向上のため、毎月社員による安全パトロールを実施に、危険個所に目を光らせている。社員が安全の重要性を認識し、安全作業を心掛けることで、会社一丸となって労働災害防止に努めた成果が実を結んで大変光栄に思う。」と語りました。



左からトーヨーコーケン小澤氏、同塩澤副所長、
同宮川所長、甲府署長



会社外観の写真（会社提供）

山梨県内における平成31年・令和元年における労働災害における労働災害による死亡者数は3人と過去最少となりました。しかしながら、本年に入り建設業において既に3件の死亡災害が発生しており、憂慮すべき事態となっています。

令和2年6月末までの速報値における山梨県内の労働災害の発生件数は、前年同月比で12%の減少となっていますが、所謂コロナ禍において需要が増加している運輸交通業では前年同月比で約50%の増加となっています。経済活動の活性化と労働災害の減少を両立できるよう今一度日々の作業方法の見直しをお願いします。

「無災害記録証」とは、厚生労働省が、一定期間労働災害を発生させることのなかった事業場に対して授与する記録証です。これにより、これまでの取組及びその結果を内外に示すことが出来るとともに、さらなる取組の動機付けにもつながると考えます。詳細は各労働基準監督署へ。